

藝林史評 ⑱

独立回復直後の「戦犯」釈放署名運動

宮内庁(書陵部)で二十年以上かけて編纂された『昭和天皇実録』が、今年四月二十九日ころ今上陛下に奉呈され、以後順次公開(やがて刊行)の予定と伝えられる(読売新聞元日朝刊)。

ただ、これは分量の制約もあって、主な綱文と公的な記録の抄出が中心とならざるをえない。とすれば、今後それに多様な情報なども付け加えて、史実の個別検証に取り組む必要がある。

その一つとして、大東亜戦争の「戦犯」問題がある。昭和二十年(一九四五)八月十四日、日本政府は「御聖断」に従って、七月二十六日に米・英と中華民国で決めたポツダム宣言(ソ連は日ソ中立条約により署名できず)を受諾し、彼等が「一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘ」ることも認めた。

しかし、まもなく進駐したGHQが、従来交戦法規などを越えて「戦争指導者」まで「戦犯容疑者」として次々逮捕するに及び、同年十二月七日、昭和天皇(44歳)は「米国より見れば犯罪人ならんも、我国にとりては功労者なり」と侍従長を介して木戸幸一に仰せられたことが、木戸日記(刊本下二二五六頁)にみえる。

やがて、同二十七年(一九五二)四月二十八日、その半年前の講和会議(中国は分裂して参加できず)で締結された平和条約が発効し、日本は独立を回復した。これにより、それまで続いていた「日本国と各連合国との間の戦争状態は……終了する」(第一章)に至った。ただ、その際「極東軍事裁判所……の裁判(the judgments) 判決」を受諾し、当時「戦犯受刑者」として「拘束されている者を赦免し減刑」するには「日本国の勧告に基く」必要がある(第十一章)とされた。

そこで何が起きたかといえば、独立日本国民による「戦犯」訴追要求ではなく、正反対の釈放運動である。即ち同年五月以降、日本

弁護士連合会から何度も「戦犯の赦免勧告に関する意見書」が政府に提出され、しかも八月三日には、衆議院本会議で「戦争犯罪による受刑者(一二四二名拘留中)の赦免(実現促進)に関する決議」が、圧倒的多数の賛成で議決されている(官報)。

それに呼応して、民間でも全日本華道婦人友愛連盟や東京都傷痍軍人有志会などが「百万人署名運動」を始め(朝日・読売八月十一日夕刊)、とくに「引揚援護愛の運動中央協議会」では「全国から千十二万人の賛成署名を集め……政府の尽力を要望した」という(毎日八月十五日夕刊)。すると政府(吉田内閣)は、同年十一月十日の立太子礼にちなんで、「A・B・C各級戦犯に対する赦免減刑方を関係各国に要請した」(朝日十一月十一日朝刊)。しかしながら、戦勝諸国は日本の要請を無視して年を越す。

それを知って立ち上ったのが、驚くなかれ、浄土真宗の東西両本願寺である(のち真言宗や臨済宗なども)。この事実を何故か一般紙は報じていない。しかし、宗教界の専門紙「中外日報」によれば、両本願寺は「二千万門徒を中心に……戦犯釈放運動を起し(昭和二十八年一月)二十日から十日間に力を集中」する方針を立て、全門徒に呼びかけたところ、「たとえば岐阜県の如きは、県の世話課が協力して県下で六十万人以上署名をして貰うとか、京都でも市内九区の元町内会関係者を通じて署名簿を廻す」ことになり、栃木では「県下の各新聞社とも一致協力これを応援し、兵庫の明石では紡績工場の女工が一人で「工員ら二千名の署名をとって持参する」などしたという(十月十七・二十四・二十八日、二月三日号)。

このように署名運動が盛り上ったのは、独立回復直後の日本人が、被占領下で裁かれた「戦犯」を「我国にとりては功労者」と理解し、その冤罪を晴らそうとしたからであろう。それに力をえた政府が関係各国に再三要請した結果、A級は昭和三十一年三月、B・C級は同三十三年五月までに全員釈放されたのである。(所 功)